

アメリカのビジネス方法特許ブームと 特許紛争

坂 井 昭 夫

はじめに

1787年に制定されたアメリカ合衆国憲法は、「著作者および発明者に、各々の著作、発明に対して一定期間の排他的独占権を保障することによって、学術および技芸の進歩を促進すること」を、連邦議会の権限の一つに数えた（第1条第8節 [8]）。この憲法の知的財産条項に基づいて1790年に制定された特許法では、「技芸 (art)、製造物 (manufacture)、エンジン、機械、装置 (device)、またはその改良」の発明が特許保護の対象（＝法定の主題）とされた。3年後に組成物 (composition) も保護対象の列に加えられたものの、その後はラインアップに目立った変化は起きていない。現行法の骨格をなす1952年特許法からはずっと「方法 (process)、機械、製造物、組成物、またはその改良」(101条) となっているが、process は art (または method) と同じ意味で使われている。なお、法定主題であることに加えて、新規性（＝公に知られていない発明であること）、非自明性（＝従来知られた技術から当業者すなわち当該分野の平均的な技術者が容易には考えつかないこと）、および適切な開示が、特許要件とされてきた。

ところで、アメリカの特許法にあっては、保護対象の規定は一貫して具体的類型を並べる形がとられてきた。この点に関して言えば、当初から、記載の各類型は限定的にではなく可能な限り広く考えるべきものとされてきた。それは、どのような発明であっても原則的に保護対象のどれかに該当するようにしよう

という、立法者意思に沿った解釈であった。1952年の特許法再編時に改正法に添えられた委員会報告書には、「議会は、人によって作られるものなら太陽の下にあるいかなるものであれ、特許保護対象に含めるように意図していた」と記されている。広く知られる通り、「太陽の下、人が創造したいかなる発明をも保護する」というフレーズは、もともと特許法の起草者トーマス・ジェファーソン(Thomas Jefferson, 1801年に第3代大統領に就任)によって唱えられたもので、発明の才は気前よく鼓舞されるべきだとする彼の哲学の神髄を表していた¹⁾。

ただし、あらゆる発明が例外なく特許保護の対象とされたのではなかった。具体的類型を列挙する形式に対応しているとみられるが、発明——アメリカでは発明は発見と厳密に区別されてこなかった——という語も、抽象的発明や新たな秘密の原理ではなく、発明された物や原理の結果としての製造物を指すものと理解されてきた。抽象的アイデアはアプリアリに保護対象から除外される、との認識である。ほかに、私的な占有にそぐわない自然法則と物理現象も特許適格性なしと考えられてきた²⁾。これをさらに具体化したものとの位置づけで、米国特許商標庁(USPTO)の特許審査マニュアル(MPEP)は、印刷物、人間の思考過程(メンタル・ステップ)、生物体、ソフトウェアのアルゴリズム(数学的算定方式)等を、101条の保護対象からの除外類型として扱うところとなった³⁾。

本稿の関心事であるビジネス方法も、法定主題外であることを理由に拒絶できるとMPEPに明記されていた。ところが、96年のMPEP改定でその部分が削除される。そして、98年夏にステート・ストリート銀行事件に対する控訴審判決が下されたのを合図に、ビジネス方法特許(Business Method Patent,

1) USPTO, "2105 Patentable Subject Matter-Living Subject Matter." (<http://patents.ame.nd.edu/mpep/21/2105.html>)

2) 川口博也「基礎アメリカ特許法」発明協会、2000年、1、4、7、17-18ページ。

3) (財)知的財産研究所編『米国におけるビジネス方法特許の研究』雄松堂出版、2001年、7-8ページ。

以下BMPと略記する場合あり)——日本ではマスコミ造語の「ビジネスモデル特許」が使用される場合が多い——の出願ラッシュが現出する⁴⁾。と同時に、成立した特許をめぐる係争が次々表面化するもとので、BMPの特質や問題性に対する関心も全世界的に盛り上がる。BMPの経済的意味を探る意図の下に、かつ懐疑論・批判論の広がりを受けたUSPTO等の対応策やその限界に関する次稿での考察を予定しつつ、以下でBMPが容認されブーム化した経緯ならびに勃発した係争の要諦を順序だてて把握することに努めるものとする。

I ステート・ストリート銀行判決の意味

2000年7月発表の「USPTO白書」は、ビジネス方法特許が1990年代後半になって突然湧き出したかに説く一般的な論調を、歴史的事実に反した俗論と一蹴する。白書によれば、特許法誕生の9年後(1799年)に偽札の検出に関する発明に与えられた特許が、BMPの一角を占める金融特許の第一号であった。それを含めて、米国特許庁が最初の半世紀に付与した金融関係の特許(銀行券や小切手の印刷、紙幣・コインのカウント、利息計算表等)は41を数える。この金融領域における「紙ベース」のビジネス方法に関して言うと、当時から今日まで特許化の流れは途絶えることなく連綿と続いてきた。さらに白書は、近年のBMPの顕著な分野をなす「自動化された金融・経営上のビジネスデータ処理方法特許」に限っても、その歴史は1世紀以上も前に始まっている、1889年の「統計表の作成方法」に関する特許が同分野における一番槍だった、と指摘している⁵⁾。

むろん、そうした過去の史実をおろそかにしてよいわけではない。しかし、1908年のホテル・セキュリティ事件判決を契機に、ビジネス方法は特許になり

4) Jaffe, Adam B., "The U. S. Patent System in Transition," *NBER Working Paper*, No. 7280, August 1999.

5) USPTO, *A USPTO White Paper: Automated Financial or Management Data Processing Method (Business Method)*, July 2000, pp. 2-3. (<http://www.uspto.gov/web/menu/busmethp/whitepaper.pdf>)

えないとする見方が社会通念化したのもまた、紛れもない事実である。ちなみに、同事件では、ホテル・セキュリティ社 (Hotel Security Checking Co.) に付与されたレストランの経理処理方法に関する特許の有効性が争われた。特許されたのは、従業員の不正行為の防止を目的に案出された請求書の重複管理方法 (ウェ이터別の特定番号つき複写式伝票を客から注文を受けたウェ이터とマネージャーそれぞれが保管する) であったが、第二地区連邦高裁はこの特許を無効とする判決を下している。当該システムの基本原則は公知の会計実務であって新規性に欠ける、というのが直接の判決理由であった。ただし、特許保護の対象としての適格性が論議の的になった事情を踏まえて、判決文は、ビジネスをおこなうシステムのアイデア自体 (問題の経理処理がこれに当たるのか否かは明言せず) は技術のカテゴリーに属さず、したがって特許発明の対象にはなりえない旨の認識も公表した⁶⁾。それが「ビジネス方法除外の原則」の確立と受け取られ、USPTO の審査官指導方針の裏づけを得て、実際に百年間近くにわたりアメリカの特許実務を規定し続けることになったのであった⁷⁾。

さて、時はめぐって1998年7月、ステート・ストリート銀行事件の控訴審判決が出るや、情景は一変する。事のいきさつを記そう。

金融ベンチャーのシグネチャー社 (Signature Financial Group) が、複数の投資信託 (=スポーク) を単一の投資ポートフォリオ (=ハブ) にプールして金融商品に運用するためのデータ処理システムを開発し、93年に米国特許 (第5193056号) を取得した。この「ハブ・アンド・スポーク特許」のライセンスを同社に求めたステート・ストリート銀行 (State Street Bank & Trust Co.: SSB) は、交渉が不調に終わるやマサチューセッツ州連邦地裁に同特許の無効確認訴訟を提起し、期待通りの判決を手にした。シグネチャー社考案のシステムはビジネスの手法に関する発明 (かつ数学的アルゴリズムを含む発明) であっ

6) (財)知的財産研究所編、前掲書、20-22ページ。上野博「ビジネス方法特許」同文館出版、2003年、55-56ページ。

7) 情報通信総合研究所・ビジネスモデル特殊研究会編「欧米のビジネスモデル特許最新報告」日本法令、2000年、77ページ。

て、ビジネス方法（やアルゴリズム）は特許法101条の保護対象外という原則からして特許に値しない、との地裁判決であった。だが、係争は控訴審に持ち込まれ、98年夏に連邦巡回控訴裁判所（CAFC）によって原審判決が覆される段となる。いわく、ビジネス方法だからと言って特許性が認められないわけではない。そもそもビジネス方法除外の原則自体が、過去の判例（とくにホテル・セキュリティ事件判決）に対する誤った解釈の産物なのだ。また、アルゴリズムであっても「有用、具体的かつ有形の結果」を生む場合には特許性を認められるし、本件特許はそれに当たるものと判断される⁸⁾。

CAFCの判決が唱えたように、確かにホテル・セキュリティ判決を含み、「ビジネス方法除外の原理」を直接的な根拠にして保護対象該当性を否定した裁判例は、ただの一件も見当たらない。にもかかわらず、同原則は単なる観念ではなくて、USPTOの審決を律し、BMPを制止する確固とした存在であり続けた。そうした特許実務を長く支配してきた原則が、SSB事件判決によって明確に否定されたことになる。いまや封印は解かれた！

II ビジネス方法特許容認の道程

1 伏線と背景

ステート・ストリート銀行事件のCAFC判決は、従来の社会通念を覆し、ビジネス方法の特許適格性を高らかに宣言した。その出来事自体は抜き打ちの印象を世に与えはしたけれど、そうした方向転換につながる内圧は次第に高まってきていたと考えられる。

ビジネス方法特許容認の伏線になったのが、チャクラバティ事件に対する1980年6月の最高裁判決であった。その判決は、自然が生んだ存在である生物体を特許対象とみなすわけにはいかないという当時の常識を退けて、GE社の

8) 牧野和夫、シドニー・ハント・ウィークス、河村寛治『ビジネスモデル特許——ネット経済の新たな脅威』日本経済新聞社、2000年、29-32ページ。(財)知的財産研究所編、前掲書、36-37ページ。

チャクラバティ (A. M. Chakrabarty) 博士が流出原油の分解用に開発した新種バクテリアの特許性を認めた。特許対象か否かの判断は、生物であるか否かではなく、自然物なのか人間の創造物なのかを基準にしてなすべきだ、との観点に立つ歴史的な判決であった。その後、生物特許の範囲は、遺伝子工学を利用した植物新品種や実験用動物、さらにはヒト遺伝子にまで速やかに広がったが、それはバイオテクノロジー分野における研究開発競争の活発化とバイオ産業の成長に大きく貢献する要因となった⁹⁾。周知の通り、アメリカでは80年代入りとともに産業競争力の再建・強化が緊要な国民的課題とされ、そのための主要施策の一環にプロ・パテント政策の遂行が位置づけられた。バイオ分野において同政策の先進的な成功事例が生まれたことで、トーマス・ジェファーソン流の特許法の基本精神を改めて強調しつつ、科学技術の発展に呼応して保護範囲の拡大を図ろうという空気が政界や産業界を中心にいちだんと濃化したのは、なんら不思議ではなく、そうした環境下でやがて BMP の解禁も日程上ることになったのであった。

ところで、USPTO 白書が言うように、20世紀末にブーム状態を早したのは BMP の中でも「自動化された金融・経営上のビジネスデータ処理方法特許」の分野であった。同分野を含む米国特許分類のクラス705（現代ビジネスデータ処理）は、1997年に従来ソフトウェア特許を代表するものとみられてきたクラス395と364を再編して作られたもので、コンピュータの利用を共通の特徴とする¹⁰⁾。要するに現代の BMP は大多数がソフトウェア関連特許だということになるが、思えばソフトウェア関連発明も80年代初頭まで特許の枠外に置かれていた。それ以後におけるソフトウェア特許の発展が歴史的前提になったればこそ、情報技術 (IT) 革新ことにインターネットの爆発的な普及とそれに依拠した多様なビジネス方法の登場という90年代後半の時代状況が現れるや、

9) 坂井昭夫「米国バイオ関連特許の発展とその含意」『経済論叢』第173巻第1号、2004年1月。
坂井昭夫「アメリカのバイオ関連特許をめぐる問題状況——「人類共通の財産」と「知識の私有化」の相克——」『KIRE』0402号、2004年4月。

10) A USPTO White Paper, p. 1, p. 6.

BMP ブームの芽がにわかには展開になったものと解される。

2 歴史的前提としてのソフトウェア特許

ソフトウェアの権利保護をめぐる動きは、1960年代から頭をもたげだしていた。ただ特許法による保護に関しては、80年代初頭まで否定論が支配的だったと言える。ソフトウェアはメンタル・ステップを表記したものであり本質的に数学的アルゴリズムだとみられる、だから特許保護の法定主題だとは考えられない、とする見解が幅を利かせていたのであった。十進法と二進法の間形式を完全な二進法の形式に変換する方法に特許性を認めなかった72年の最高裁ベンソン事件 (Gottchalk v. Benson) 判決が、その象徴として世に知られている¹¹⁾。かかる事情から特許保護に代わる施策が求められ、1980年の著作権法改正によって、著作権によるソフトウェアの権利保護が実施される運びとなった。複製がきわめて容易な言語的作品というソフトウェアの一側面に注目して案出された、最初の法的な保護措置であった。とはいえ、表現自体を保護対象とする著作権の性格からして、ソフトウェアに内包されるアイデアにまで保護が及んだわけではなく、事実、他者の独自開発やリバース・エンジニアリングが禁じられることにはならなかった。だからこそ、ソフトウェアの機能性という側面については保護手段になりうるのは特許だとの認識が時とともに広がり、それが次第に実現の道をたどるようになる¹²⁾。

1981年3月、ディーア事件 (Diamond v. Diehr) を審理してきた連邦最高裁が、コンピュータによる計算方式を含んだゴム加硫成型の方法に特許性を認める判決を下した。原理としてのアルゴリズム自体 (ないしプログラミング言語を用いてアルゴリズムを具体的に記述したソフトウェア自体) が保護対象とされたわけではなく、物理的処理 (デジタル・コンピュータ) を含めたプロセス

11) ヘンリー幸田『解説・ビジネス特許』ILS出版、2000年、32ページ。上野、前掲書、48ページ。

12) マイケル・D・マコイ、アンドリュー・T・スペンス「電子商取引とインターネット」『月刊国際法務戦略』2001年10月号。

全体に特許性があると判断されたのであったが、それでも同判決によってソフトウェア特許の突破口が開かれたと評しうる。

ハードウェアと一体化したソフトウェアから始まったソフトウェア特許の歴史は、90年代前半に、単体のソフトウェアにも特許を認める方向に長足の発展を遂げた¹³⁾。とくに94年には、アラバット事件判決（「有用、具体的、有形の結果」をもたらすものだとの理由で、オシロスコープ上の折線を連続的に見せる数学的近似法の特許性を認めた）やローリー事件判決（CD-ROM等の記憶媒体に固定されている場合ならソフトウェアへの特許付与は可能とする）など、CAFCの相次ぐ重要判決によって、ソフトウェアやアルゴリズムそれ自体の特許保護への急接近が起きた¹⁴⁾。それを受けて、96年2月にUSPTOは「コンピュータ関連発明の審査ガイドライン」を公表し、コンピュータ可読媒体に記録されたプログラムを特許法101条の法定主題とみなす立場、つまりソフトウェア媒体特許の容認を明らかにしている。また同じガイドラインにおいて、ビジネス方法の出願を自動的に拒絶するようにしてきたMPEPを改め、BMPであっても他のプロセス特許と区別せずに審査する方針も示された¹⁵⁾。

98年7月のSSB事件判決は、以上の伏線と背景があつてのものであった。先述のように、同判決でCAFCは、数学的アルゴリズムであっても実体のある有用な目的に応用されていれば特許対象になりうる、またビジネス方法だからというだけの理由で特許適格性を欠くわけではない、と判示した。追加的に述べると、アラバット判決では滑らかな波形が「有用、具体的、有形の結果」

13) 根来龍之「『ビジネスモデル特許』の真相」2000年9月。(http://www.mi.sanno.ac.jp/negoro/paper/what_bmp.htm), Lee, Mark, "How Could Software Patent Law Impact Electronic Commerce?," Fall, 1998. (http://cyber.law.harvard.edu/fallsem98/final_papers/Lee.html), United States Supreme Court, "Diamond, Commissioner of Patents and Trademarks v. Diehr and Lutton," March 3, 1981. (http://www.digital-law-online.com/cases/209PQ1.htm)

14) 本間忠良「技術と競争——米国におけるプロパテント運動の幻影」1997年12月。(http://radhonna.infoseek.livedoor.net/ProPat.htm)

15) "Examination Guidelines for Computer-Related Inventions," February 28, 1996. (http://www.kuesterlaw.com/swguide.htm), 小池良次「制度改善に乗り出す米特許庁」『インターネットマガジン』2000年6月号。

とされたのに対し、本件判決では投資信託の時価という単なる数値データがそれだと認められた。これが意味するのは、「有用、具体的、有形の結果」を緩やかに解釈する姿勢、すなわちアルゴリズムの特許性を広く認める道への歩み出しにほかならない¹⁶⁾。なお、SSB 事件判決による BMP の容認には、コンピュータ関連発明の範囲に限りといった条件は付されなかったので、ビジネス方法それ自体であっても（具体的に応用ができ実質的な価値を有するものなら）特許対象になりうるようになった。

III ビジネス方法特許ブームの到来

アメリカでは、1981年のディーア判決以降、ビジネス方法に関わる特許の出願が徐々に増えだした。それらはコンピュータに関連した郵便料金やキャッシュレジスターのシステムであり、USPTO の審決ベースではビジネス方法除外の原則が息づいていたにもかかわらず、もっぱらソフトウェアとしての評価に基づいて（ビジネス関連発明としてどう捉えるのかは不問に付して）特許成立にいたったものも、少数ながら存在した¹⁷⁾。90年代に入ると、重点は金融取引システムに移り、93年にはかのハブ・アンド・スポーク特許の成立をみている。それに続いて電子ショッピングの分野でも特許申請の動きが生じ、ステート・ストリート銀行事件の控訴審判決が出るよりも前に、後に注目を浴びることになるワン・クリック特許や逆オークション特許などの出願も相次いでなされる状況となった（第1表）。とはいえ、同判決までは特許権者による積極的な権利行使はみられなかったし、クラス705の出願数や成立数もまだまだ控えめな水準にとどまっていた。

SSB 事件判決を契機としたビジネス方法特許ブームの高揚ぶりは、第1図

16) 牧野・ウィークス・河村、前掲書、31-32ページ。日本感性工学会・IP研究会編『ビジネスモデル特許』通商産業調査会、2000年、183-189ページ。“State Street Bank & Trust Co. v. Signature Financial Group, 149 F. 3d 1368 (Fed. Cir. Jul. 23, 1998).” (http://www.law.cornell.edu/patent/comments/96_1327.htm)

17) (財)知的財産研究所編、前掲書、40-41ページ。A USPTO White Paper, p. 7.

第 1 表 アメリカにおけるビジネス方法特許の成立状況

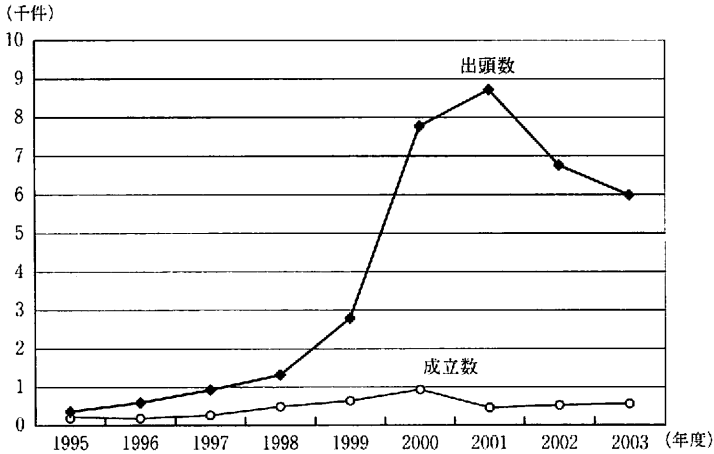
出願年	権利者	特許番号	概要
1980	Merril Lynch	4346442	証券取引の現金管理システムに関する特許
1983	E-DATE	4528643	ソフトウェアをオンラインで配布する特許 (いわゆる FREENY 特許)
1985	Merril Lynch	4674044	株取引をオンラインシステムを用いて行なう特許
1991	Signature	5193056	投資信託の資産管理に関する特許 (いわゆる ハブ・アンド・スポーク 特許)
1992	AT&T	5333184	長距離電話の課金システムに関する特許
1993	Open Market	5724424	クレジットカードを用いてオンラインショッピングの決済を行う特許
1995	Netcentives	5774870	インターネットで買い物をする人にインセンティブを与える特許
1995	NET Delivery	5790793	インターネットを介した情報配信に関する特許
1996	Walker Digital	5794207	リバースオークションの仲介システムに関する特許
1996	Double Click	5948061	インターネット広告の動的配信に関する特許
1997	Amazon.com	5960411	ネット上での購入処理を合理化する特許 (いわゆる ウン・クリック 特許)
1997	Juliet Harrington	5895454	電子ショップ上での一括支払いを可能にする特許 (いわゆる ショッピングカート 特許)
1998	eCal	5960406	Web ベースのスケジュール管理システムに関する特許
1999	Amazon.com	6029141	インターネットを利用した顧客参照システムに関する特許

出所：福田智志ほか『図解ビジネスモデル特許入門』リブロス、2000年、19ページ。

に窺われる。97年には1000件に満たなかったクラス705の出願数が、5年後には8700件に膨れ上がっている。この現実の十全な把握にとって欠かせない要件であることを考えて、ここで（既述の背景や伏線も思い起こしつつ）BMPの基本的な性格をはっきりさせておこう。

BMPとはビジネスをおこなう手法ないしその実施のためのシステムを保護

第1図 クラス705の出願数と特許成立数



対象とする特許を指すが、先述のように、近年関心と呼んだのはソフトウェアとくにインターネットを活用したビジネス方法である。IT が新たな社会インフラとみられるほどに普及し、ビジネス上のアイデアを汎用コンピュータや既存のネットワークを利用して実現できる環境が生み出されたこと、およびソフトウェア特許の発展が、その背景をなした。

BMP は事実上ソフトウェア特許の一類型であるが、ただしその一番の特徴は、ソフトウェアとしての技術的側面よりもむしろ、従来、特許とはあまり縁のなかった広告、流通、金融などサービス産業の諸領域におけるビジネス・アイデアとソフトウェアとの出会いにある。したがって、それがカバーする範囲は、従来のソフトウェア特許とは比較にならないほど広くなる。ついでながら、日本特許庁の手になる解説文にあるように、「(サービス分野の事例においては) コンピュータやネットワークそのものには技術的特徴が乏しいため、その発明により、どのようなビジネス (アイデア) を実現しようとしているかという側面に注目が集まりがち」であって、それが BMP と呼ばれる理由となって

いる¹⁸⁾。

伝統的な特許がもたらす新技術の発明に対して与えられてきたのとは違って、BMP にあっては、IT 上の技術的要素よりも、ビジネスの手法自体の新しさが重要視される傾向にある。これは、必要とされる開発コストの相対的な小ささを反映して、ビジネス方法特許の場合には既存の大企業だけでなくベンチャー企業や個人にとっても特許出願がおこないやすい条件があることを示唆する。しかも、そのビジネス方法たるや、電子商取引上の仲介処理や決済処理、金融サービス、会計、在庫管理、業務連絡、広告など多岐にわたるので、かつてはメーカーの姿ばかりが目についた特許ゲームの世界に、メーカー以外の多様な業種の企業や個人が競ってプレーヤーとして参入してくる事態となる。さらに、ネットワーク効果やロック・イン効果が働くところでの特許の絶大な効力、それを憂慮しての大企業の盛んな防衛出願といった要素も作用する形になるが、ステート・ストリート銀行判決を引き金にしたブームの盛り上がりは、この脈絡において把握されるべき出来事であろう¹⁹⁾。さらに言えば、ブームとともに BMP に対する警戒感が急速な広がりを見たのも、同特許が上述の性格を有していたからにはほかならない。その点に移ろう。

IV ビジネス方法特許をめぐる係争の勃発

従来でもソフトウェア開発には概して大がかりな設備投資は必要とされなかったが、技術的要素よりもむしろ非技術的要素が重視されるビジネス方法特許の場合には、なおさらその傾向が強くなる。また、インターネットの普及とともに、販売網整備の負担も大きく軽減される。——ビジネス方法特許ブームでは、こうした条件下で特許を戦略ツールにして市場参入を果たそうとしたネット・ベンチャー企業による出願の殺到、なかんずく電子商取引分野での

18) 特許庁「ソフトウェア関連発明とビジネス関連発明」。(http://www.jpo.go.jp)

19) 公正取引委員会『新たな分野における特許と競争政策に関する研究会報告書』2002年6月、17-19ページ。(http://www.jftc.go.jp/pressrelease/02,june/020606.pdf)

「特許洪水 (patent flood)」が人目を引いた²⁰⁾。そして、技術的要素の希薄さが模倣を容易にしたせいもあって、特許権者による競合企業排除のための特許の攻撃的な利用が目立つようになるところで、厳しい紛争も幾つか発生することになった。代表的な二つの事件の顛末をみておこう。

〔逆オークション特許紛争〕

当該係争の対象となった特許 (米国特許第5794207号) は逆オークションをおこなう仲介システムに関するもので、ウォーカー・アセット社 (Walker Asset Management Limited Partnership) ——インターネット起業家のジェイ・ウォーカー (Jay Walker) が知的財産権の創出・管理を目的に設立した——によって1996年9月に出願され、ステート・ストリート銀行判決直後の98年8月に認可された。通常のオークションでは、販売者側が提示する商品・サービスに購入者側が価格をつけて応札する。逆オークションの場合には、それとは反対に、まず買い手側が希望する商品・サービスの購入条件を提示する。仲介者は、複数の販売業者にその条件を伝えて見積もりを出させ、最安値を提示した業者の情報を買い手に連絡する、という仕組みである。この逆オークション特許を成立後すぐにウォーカー・アセット社から譲り受け、実際にウェブサイトシステム運用に当たることになったのが、これまたジェイ・ウォーカーによって設立されたプライスライン・ドット・コム社 (Priceline.com) であった²¹⁾。

プライスライン社の逆オークションは、購入者側にとっては価格を引下げることによる効果、販売者側にとっては過剰な (ないし無用の) 在庫を削減する効果があり、とくに航空券の売買やホテルの予約で大好評を博することになった。事業の有望性を評価した投資家のプライスライン社への投資は盛況を呈し、99年春に株

20) Meurer, Michael, "Business Method Patents and Patent Floods," *Boston University School of Law Working Paper*, No. 02-02, May 7, 2002.

21) 「ビジネス特許情報」2000年。 (<http://www.koda-androlia.com/patentinfo/business.htm>)

式公開されると、同社の株価総額はたちまち米国3大航空会社のそれを上回る水準に達した²²⁾。有力な特許の取得がベンチャー企業の資金調達と企業価値の上昇に寄与した典型例、それを見越して特許ポートフォリオの充実に努めた起業家の戦略が見事に奏功した事例、とみられる。

プライスライン社の成功にならって、逆オークション手法を取り入れる企業も続出した。その代表格であるマイクロソフト社については、99年の初めからプライスライン社との間で業務提携交渉がもたれ、守秘義務契約のもとでプライスライン社側から機密情報や技術データの提供がなされたのに、8ヶ月を経て交渉決裂となってしまった経緯があった。マイクロソフト社の子会社、エクスペディア社 (Expedia.com) がホテル予約サービス「ホテルプライス・マッチャー」を開始したのが、99年9月。その翌月、プライスライン社は、それが過去のいきさつからも明らかのように逆オークション特許の侵害に当たるとし、侵害の差止めと損害賠償を求めてマイクロソフト社とエクスペディア社をコネチカット州連邦地裁に提訴した。この係争は、2001年1月にエクスペディア社がプライスライン社にロイヤルティを支払うことで和解に達したが、ロイヤルティの金額は公表されなかった²³⁾。

逆オークション特許は、ITの技術的側面よりも、むしろ逆オークションというビジネス方法に対して与えられたものである。しかも、逆オークションのアイデア自体、伝統的な政府調達の手法と本質的に大差がなく、さして目新しくもなかった。そのために、同特許の成立とプライスライン社による権利行使の成功は、起業家・ベンチャー企業のBMP志向を強める働きをする一方で、米国産業界の中にある種の恐怖感を醸し出さずにはおかなかった。ありふれたビジネスの手法や仕組みにすぎないのに、あるいはたかだか思いつきの工夫を加えた程度 of アイデアでしかないのに、それをインターネット・ビジネスに

22) Glasner, Joanna. "High Stakes in Priceline Suit," *Wired News*, October 15, 1999. (<http://www.wired.com/news/business/0,1367,31916,00.html>)

23) 日本感性工学会・IP研究会編、前掲書、213-215ページ。

応用したというだけのことで安易に特許が認められて、特定企業の占有物と化してしまう。また、当たり前のもので使ってきたウェブ上のビジネス方法が、ある日突然、特許権侵害の烙印を押される羽目になるかもしれない、といった懸念の広がりであった²⁴⁾。

[ワン・クリック特許紛争]

問題の特許(米国特許第5960411号)は、ウェブサイトでの買い物にあたって、顧客が初回購入時に個人情報(氏名、住所、クレジットカード番号等)を入力すれば、次回以降は再入力の手間がいらず、マウスを一回クリックするだけで済むようにしたシステムに対して認められた。1990年代半ばにオンライン書籍販売を開始したアマゾン・ドット・コム社(Amazon.com)が97年9月に出願し、2年後にその特許を手に入れている。

特許取得の翌月(99年10月)、アマゾン社は、書籍販売業の最大手バーンズ・アンド・ノーブル社の子会社(Barnesandnoble.com)が導入したオンライン購入システム「エクスプレス・レーン」はワン・クリック技術が無断で模倣したものだとして、同社をシアトル連邦地裁に提訴した。バーンズ社側は複数の先行技術を引用してワン・クリック技術は自明かつ予見可能だと反論し特許の無効を訴えたが、その甲斐なく、提訴からわずか41日後に、同社にエクスプレス・レーン使用禁止を命じる地裁の仮処分が下された。クリスマス商戦でアマゾン社が回復不能の損害をこうむる可能性を考慮して電撃的に繰り出された、米国ビジネス方法特許史上初の差し止め救済措置であった²⁵⁾。

アマゾン社の勝訴は(ブライズライン社のケースと同様に)、BMPのビジ

24) 恩田誠「ビジネスモデル特許の現状と今後の動向」2000年2月。(http://www.ondapatent.com/japanese/business/b_pat01.html#top)

25) Oakes, Chris, "Bezos: Patents Were Self-Defense," *Wired News*, March 3, 2000. (http://www.wired.com/news/business/0,1367,34740,00.html). Ross, Phillip E., "Patently Absurd," *Forbes Global*, May 29, 2000. (http://www.forbes.com/global/2000/0529/0311090a.html). Chartove, Alex, "Business Method Patents Are Being Effectively Enforced by the U. S. Courts," December 22, 1999. (http://homepage2.nifty.com/kurusu-patent/information_alex_e.htm), 日本感性工学会・PHP研究会編, 前掲書, 203-210ページ。牧野・ウィークス・河村, 前掲書, 34ページ。

ネス上の武器としての威力を広く認識させ、出願ブームに拍車をかける要因となった。と同時に、アマゾン社が強硬に権利を行使する場合には、インターネットのショッピングサイトはすべて同社からライセンスを受けない限りワン・クリックのシステムを使えなくなるので、関連業界から、ちょっとした工夫にすぎず、特許成立の時点ではすでに当たり前のものになっていた技術の独り占めに対する抗議の声が巻き起こることもあった。特定の開発者による権利独占を否定するオープン・ソース運動の重鎮ストールマン (Richard Stallman) も、電子商取引にとって重要かつ自明の技術で特許を得たアマゾン社の振舞は電子商取引の健全な発展を阻害するものだと呼び、同社を相手取った不買運動の遂行を公衆に呼びかけた。この状況に遭遇したアマゾン社の側は、バーンズ社を訴えたのは自社の生存を守るための防衛的行為であり、訴訟の対象にするのは大手の競合企業だけだ、と弁明に躍起になった。加えて、ベゾス (Jeff Bezos) 会長名で特許制度改革の提案 (BMP に限って権利期間を3～5年に短縮すること、その規定を既存の BMP に遡及適用することが中心) をおこないもしたが、取得した特許を手放す意向を示すことは決してなかった。

地裁判決で敗れたバーンズ社は、すぐさまダブル・クリック方式への転換に着手するとともに、CAFC に控訴した。2001年2月の CAFC 判決は、バーンズ社がアマゾン社の特許の有効性に対して重大な疑問を提起したと認めて、地裁の仮処分決定を取り消し、審理を地裁に差し戻すというものであった。翌年3月、両社間に和解が成立して係争は落着するにいったが、和解条件は公表されなかったので、和解金支払いの有無などは知るよしもない²⁶⁾。

しかし、仮にワン・クリック特許が実質的に無効化する場合であっても、経済学の言うロック・イン効果が働き、アマゾン社の顧客がわざわざ個人情報の再入力が必要な他のオンライン書籍販売サイトに乗り換えるようになるとは考

26) Wolverton, Troy, "Amazon, Barnes & Noble Settle Patent Suit," *CNET News*, March 6, 2002 (<http://news.com.com/2100-1017-854105.html>)

えにくい。さらに、ネットワークでは先行者のシェアが高まるにつれて加速度的に独占化する傾向、いわゆるネットワーク効果も作用する。オンライン書店が各顧客向けに購入希望のありそうな文献情報を届けるさいには、そのサービスの正確さは、基本的に業者がどれほどのデータベースを有しているかによって決まる。草分けであるアマゾン社のもつ購買者のネットワークが大きければ大きいほど、それだけ顧客にとってのメリットも強まるわけで、ワン・クリック特許がこのネットワーク効果を助長した一面も見逃ごせない。こうした事情を踏まえて、ニューヨーク大学のドレフュス教授は、下院司法委員会の公聴会でこう述べた。「アマゾン社は、それが最良の書店だからという理由によってではなく、ワン・クリック特許のおかげでインターネット書店間戦争に『勝利』することになるだろう」²⁷⁾。

逆オークション特許やワン・クリック特許をめぐる係争に世の注目が集まるのと並行して、BMP に対する疑念や批判も米国内外で声高に語られるようになった。局所的な修正要求から全否定まで種々の論調が交錯する論壇状況であったが、今は立ち入らず、その旨を指摘するだけにとどめておく。

おわりに

アメリカでビジネス方法特許ブームが発生する契機になったのが、1998年のステート・ストリート銀行事件 CAFC 判決であった。同判決によって過去ほぼ一世紀にわたり特許実務を支配してきた「ビジネス方法除外の原則」が明確に否定されることになったが、その急転回には、産業競争力の再建を図る必要に迫られた米国社会におけるプロ・パテント機運の高まりを反映した特許保護対象の拡大——チャクラバティ判決に始まる生物特許の拡大やディーア判決によって緒に就いたソフトウェア特許の発展——やインターネットの爆発的普及

27) Dreyfuss, Rochelle C., "Testimony before the Subcommittee on Courts and Intellectual Property of the House of Representatives Committee on the Judiciary, Oversight Hearing on the United States Patent and Trademark Office," March 9, 2000. (<http://www.house.gov/judiciary/drey0309.htm>)

等が、多大の影響を及ぼしたものとみられる。そうした伏線と背景があったからこそ、SSB 事件判決がそのまま BMP ブームの開幕を告げる鐘ともなったのであろう。

BMP の出願はディーア判決後から徐々に増えはじめていたが、SSB 事件判決とともに鰻登りに転じた。それまで特許と縁が薄かったサービス産業をも巻き込んだ大がかりなブームの現出は、もとより BMP の性格をはなれては理解しえないものである。技術的要素よりもアイデアに重きを置く BMP の特徴が、出願の容易さを意味し、出願の洪水状況につながったことを知らなければならない。

本稿では、以上の考察に続いて、ブームの最大の担い手となったネット・ベンチャー企業による BMP の攻撃的な利用が競合企業との間に激しい係争を生み出した点に注目し、代表的な二つの事件（逆オークション特許紛争とワン・クリック特許紛争）の要諦をとりまとめて記した。それらの事件に BMP の基本的性格が深くかかわっていたのは、もちろんである。と同時に、そうした係争事例そのものに、それらを契機にして世界的に巻き起こった BMP に対する疑念と批判の実体的な根拠が含まれていた点も見逃すわけにはいかない。一体 BMP の何が強い警戒感を醸成することになったのか、アメリカではそれに対してどのような対応策が講じられたのか、問題視された諸点のうち何が解決され何が火種として残されているのか——これらについては、次稿（本誌次号に掲載予定）で詳しく論じることになる。